

いちょうレポート



No.167 2013年7月 (有)アクティ 公認不動産コンサルティングマスター 室 和允
TEL: 042-652-3389 FAX: 042-651-4617 URL: <http://www.acticonsult.co.jp>

—民法大改正—

現在、法制審議会において民法制定以来の基本的なルールの大改正となる作業が進められています。2013年6月に中間試案に対する国民の意見を聞くパブリックコメント（意見公募手続き制度）を終えて、次のステージ「改正要綱案」の取りまとめと改正要綱の答申へと進むこととなります。

民法はカタカナ表記であり、実務では条文よりも判例に従って運用されているところがあります。制定時には想定していない社会的時代的変化の要因の事実はあります。

しかし、100年の計に係わる大改正です。日本の文化、習慣、経済に関わる司法制度の改革にもかかわらず、国民的議論の展開への努力や説明もなく、マスコミは静かです。グローバル化の大きな流れに係わる民法改正の感は否めません。

1. 個人保証の課題

膨大な中間試案の中から今回は個人保証について考えます。日弁連及び金融広報中央委員会の調査では、個人破産の原因の約25%が他人の借金が要因です。2011年の個人破産は約10万件あり、そのうち、2万5千人が他人の借金により破産しています。破産となると、通常自営業での再起は難しい立場に追われます。借金を第三者個人が保証することは認めないとするべきでしょう。

問題は経営者の個人保証です。中小零細企業では、融資を受ける際、代表者は金融機関や貸付機関から個人保証を求められます。バブル期には、この個人資産（土地）を目的に金融機関は貸付競争を行い、結果として個人は膨大な借金に苦勞し、または破産に追い込まれました。会社経営の融資は安易な個人保証ではなく、経営能力に融資する制度や国の保証制度、保険を活用する制度、または融資購入物件のみ担保とする制度に改めるべきと考えます。米国では、融資物件のみ担保とするノンリコースローンです。

2. 中間試案における個人保証

法制審議会は膨大な論点を絞り込み、改正項目と論点を整理しました。個人保証に係わる項目についての原文を以下に紹介します。

① 個人保証の制限

次に掲げる保証契約は、保証人が【いわゆる経営者】であるものを除き、無効とするかどうかについて、引き続き検討する。

ア 貸金等根保証契約

イ 債務者が事業者である貸金等債務を主たる債務とする保証契約であって、保証人が個人であるもの

② その他の方策

保証人が個人である場合におけるその責任制限の方策として、次のような制度を設けるかどうかについて、引き続き検討する。

ア 裁判所は、主たる債務の内容、保証契約の締結に至る経緯やその後の経過、保証期間、保証人の支払能力その他一切の事情を考慮して、保証債務の額を減免することができるものとする。

イ 保証契約を締結した当時における保証債務の内容がその当時における保証人の財産・収入に照らして過大であったときは、債権者は、保証債務の履行を請求する時点におけるその内容がその時点における保証人の財産・収入に照らして過大でないときを除き、保証人に対し、保証債務の【過大な部分の】履行を請求することができないものとする。